

事務総局会議（第17回）議事録	
日時	平成28年6月7日（火）午前10時00分～午前11時31分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，菅野民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 平成28年度外国出張計画について 氏本秘書課長説明（別紙第1） 2 裁判所のシステム最適化計画の改定について 安東情報政策課長説明（別紙第2） 3 検察審査会事務局長研究会の開催について 平木刑事局長説明（別紙第3）
結果	◎ 了承 1, 2, 3
秘書課長 氏本 厚司	

(別紙第 1)
事務総局会議資料
(6 月 7 日開催)

(平成 28. 6. 7 秘書渉外二印)

平成 2 8 年度外国出張計画

出張

国際会議

第 5 回商事訴訟司法セミナー (香港, 約 4 日間) 【民事局】

裁判官 1 名

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(6 月 7 日開催)

裁判所のシステム最適化計画 (案)

平成 2 4 年 4 月
(平成 2 8 年 月改定)

最高裁判所事務総局

はじめに.....	3
第1 真に必要かつ合理的な情報システムの在り方を検討するための指針.....	4
1 業務要件の吟味.....	4
2 業務要件の決定.....	4
3 目標の設定及び達成状況の管理	6
第2 情報システムの具体的な整備, 運用に当たっての指針.....	7
1 情報システムの整備に向けて.....	7
2 情報システムの機能要件及び非機能要件の決定	8
3 適切かつ合理的な情報システムの運用	9
第3 実施態勢	11
1 裁判所全体としての最適化の推進.....	11
2 個々の情報システムの最適化の推進	11
3 C I O補佐官	11
4 P M O (Program Management Office) の整備	11

はじめに

裁判所の情報システムは、適正迅速な裁判の実現をサポートすることを目的として、多種多様な裁判手続のその時々ニーズや実情に合わせて開発、展開、運用されてきた。しかし、個々の情報システムごとに業務分析・検討がされ、必ずしも裁判所全体という観点からの検討を経ることなく、ハードウェアやソフトウェアを選定、調達して、情報システムの整備・管理等を行ってきたことが大きな要因となって、情報通信技術（以下「IT」という。）関連予算は増大・硬直化の傾向にあり、これに対応することが喫緊の課題となっている。

このような実情を踏まえ、裁判所全体として一貫性のある情報化施策を推進するため、情報化の基本方針として情報化戦略計画を策定（平成23年12月改定）するとともに、同計画の具体化として、既存の情報システムを統合集約化・標準化等することで裁判所の業務に最も適した合理的かつ効率的なものに再構成し、これによってIT関連予算の低減及びITの利便性の向上を図ることを目指す裁判所のシステム最適化計画（以下「最適化計画」という。）を策定し、運用を開始した。

しかし、その運用の過程で、最適化計画における情報システムの統合集約化・標準化等を図る前提として、まず既存の業務・情報システムの在り方自体を改めて厳しく見つめ直し、裁判所全体として真に必要なシステムが何かを問い直すことが不可欠であり、この検討なくして裁判所全体としてのIT関連予算の大幅な削減と合理化を実現することは困難な状況にあることが明らかになってきた。そこで、今般、このような現状を踏まえ、また、昨今の情報セキュリティに関する脅威の増大に鑑み個人情報保護等のための情報セキュリティ対策のより一層の充実強化を図るためにも、統合集約化・標準化により極力無駄を排して費用低減を図るという従前からの取組に加え、その前提となる基本的な考え方とその実現のための方策、すなわち既存の情報システムの在り方自体を、業務の在り方を含めて根本から見つめ直し、長期的視点に立って、裁判所にとって真に必要な合理的な情報システムの姿を見通し、これを実現するための方策を検討する取組を新たに追加して、最適化計画の改定を行うこととしたものである。

第1 真に必要なかつ合理的な情報システムの在り方を検討するための指針

裁判所全体として真に必要なかつ合理的な情報システムへ再構築することでIT関連予算を削減しつつ、重要情報に対する十分な情報セキュリティ対策を実施することが可能となる。そこで、情報システムを所管する局課、業務を所管する局課及び書記官事務全般などの制度や通達を所管する局課が組織横断的に連携協力の上、次の指針に従い、真に必要なかつ合理的な情報システムの在り方の検討を実施する。

1 業務要件の吟味

システム整備の前提である業務要件¹は、単に現状の業務を前提として情報システムに求めることをまとめるのではなく、裁判事務（書記官事務を含む。）やその他の裁判所の業務の在り方に関する中長期的な視点に立った検討状況や予算状況なども踏まえた上で、合理性や費用対効果の観点から現状の業務を分析し、業務の内容や遂行方法、ときには働き方の仕組み等の見直しをも含めて十分に検討し、整理した上で、必要があれば現状の業務自体を改めなければならない²。この整理に当たっては、情報システムの利用が裁判所職員の業務を改善するための一つの手段であり、裁判所職員の業務にも影響を及ぼすことに留意し、例えば、事務の効率化という改善であれば、業務の内容や性質、裁判所の現状に照らし、そもそもシステム化によって実現するのが合理的であるか否か、また、業務自体の外部委託や一拠点に集中した業務の実施などといった情報システムの利用以外の手段の可能性も含め、あるべき姿を検討すべきである。

2 業務要件の決定

上記の検討結果を踏まえ、業務要件として、以下の①から⑦までの事項を定めなければならない。さらに、情報システム稼動開始後も、一度整理された業務要件の相当性を随時分析し、業務自体の見直しに向けた検討を継続することが必要である。

¹ 業務要件とは、システム開発の初期の段階で、対象業務の現状を分析し、新たに実現すべき業務の流れなどを明確化したものを指す。まずは、システムの存在は意識せず、業務の詳細な手順や担当者、扱う情報とその流れなどを決めていく。

² 独立行政法人情報処理機構（IPA）ソフトウェアエンジニアリングセンターが、システム開発を成功に導くためのポイントをまとめた『超上流から攻めるIT化の原理原則17ヶ条』において、無駄な業務や非効率な手順を客観的に評価し、新業務をゼロベースで再設計し、使える業務システムを定義することが必要であると述べられているし、行政府省の共通ルールとして策定された『政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン』においても、情報システムの整備又は更改の際における必要不可欠な手順として、業務の見直しを掲げている。

- ① 規模
- ② 時期・時間
- ③ 場所
- ④ 業務の実施手順
- ⑤ システム化する業務の範囲
- ⑥ 業務継続の方針
- ⑦ 情報セキュリティ

システム化する業務の範囲の確定においても、利便性という観点最優先で網羅的にシステム化するのではなく、情報化戦略計画に記載された情報化の基本理念に基づき、情報システムを利用する目的を明確に設定した上で、以下の視点を踏まえつつ各情報システムの特性に応じて十分に吟味して定めることが必要である。

(1) 事務の合理化、効率化

ア 定型的反復的事務の効率化

定型的反復的な事務については、情報システムを利用することにより手作業で実施するよりも正確かつ効率的に処理することが可能となる。例えば、多数当事者に対する呼出状等の効率的な作成や自動バックアップ取得などがある。

一方、本来、職員による法的判断等に基づいて行うべき事務処理や、個別性の高い帳票の作成等は、定型的かつ大量の処理を正確・迅速に行うというシステム化の最大のメリットが発揮される余地は大きくない上に、これを網羅的に情報システムで実現しようとする、いたずらに情報システムが複雑化し、本来の効果を阻害する危険性がある。また、定型的な事務でも一定の業務量が存在しなければ、利用機会が少なく、費用対効果の観点から相当とはいえない。

よって、システム化すべき対象事務は、裁判所における事務処理のうちの実施の頻度が高い定型的反復的な事務であって、情報システムの利用により、合理的な費用で一定の事務処理の効率化を図ることが可能となるもの（同時に、過誤防止に資する場合もあると考えられる。）としなければならない。

イ 情報共有・有用情報の検索・活用

情報システムを利用することで、利用者が必要なタイミングで必要な情報を取得すること及び一度入力した情報を様々な場面で再利用し、検索・活用することが可能となり、これらの合理化、効率化を通じて適正迅速な裁判の実現を図ることができる。

しかし、情報システムに過剰に情報や検索機能を保持しすぎると、情報管理の適正の観点から問題が生じるばかりでなく、情報システムの肥大化を招く危険性がある。

よって、システム化の前提として、どの情報を、どの場面で、誰が、何の目的で利用するか、またいつまで保有し、どのように消去するのかという業務要件を、適正な情報管理及び費用対効果の観点から、整理しなければならない。

(2) 国民の利便性向上

情報システムを利用することで、インターネットによる裁判所に関する各種情報の取得やオンライン申立てなどが可能となる。これによって国民の利便性を向上させ、ひいては、適正迅速な裁判の実現を図ることができる。

しかし、このような情報システムについては、利用者が使用する機器の環境の目まぐるしい変化への速やかな対応が必要となる上に、インターネットを利用したオンライン申立てについては、当該情報システムが、インターネットに直接接続することになる点からの情報セキュリティ対策の実施も必要となる。そこで、整備の有無及び対象範囲の検討に当たっては、政府が実現するオンライン申立ての利用状況も参考に、国民のニーズを適時適切に把握した上で、費用対効果の観点から必要性を十分に吟味する必要があるし、稼動開始後も当該情報システムの利用状況を把握分析の上、同様の観点から見直しが必要である。

3 目標の設定及び達成状況の管理

国費をもって整備維持するものである以上、当該情報システムが、その投下した費用に見合う効果を的確に説明し得るものとなっている必要がある。よって、情報システムの整備に当たっては、情報化の基本理念及びこれに基づく具体的な整備目的に照らし、業務や人員配置に与える影響を含め、各種システムの特性に応じ可能な限り、費用対効果を明確にするための定量的な指標及び目標を定めるとともに、情報システムの導入後はその達成状況を把握、評価した上で、当該情報システムの継続の可否や実装する機能等の適否を判断することが必要である。

第2 情報システムの具体的な整備、運用に当たっての指針

第1記載の指針に基づき整理された業務要件を実現するために真に必要な情報システムを効率的・合理的に整備運用するための具体的な指針は次のとおりである。

1 情報システムの整備に向けて

(1) 適切な実現方法の選択

システム化が必要な業務については、必要最小限のライフサイクルコストで情報セキュリティ対策及び業務継続の確保を含む業務要件を実現できるよう、IT技術の進展も視野に入れて、その時点で最も適切な実現方法を決定しなければならない。例えば、開発方式の選択肢としては、現時点ではスクラッチ開発³、既存のシステムへの統廃合、パッケージソフトウェアや民間クラウドサービスの活用などが挙げられるが、今後もIT技術の進展により、様々な選択肢が増えることも想定される。CIO補佐官の支援や複数業者からのヒアリングなどを通じて、関連する専門的な知見を広く取得して、ライフサイクルコストを試算し、比較検討することが必要である。

この実現方法の検討の中で、業務要件を再検討する必要が生じた場合は、一度決めたことに固執することなく、適時に見直しをしなければならない。例えば、類似する業務を整理することによって、システムの統合やパッケージソフトウェアの利用を選択し、ライフサイクルコストの低減を見込むことができるのであれば、業務要件の検討を再度実施すべきである。

なお、内部管理業務⁴等の行政府省と共通の業務については、裁判所における業務の見直しを含めて府省共通システムへの移行を検討する必要があるが、府省共通システムへの移行は、国の機関における全体の最適化に資することのみが目的ではなく、行政府省と共通の業務・システム運用を実現することによるメリットを享受し、裁判所独自の運用を継続するために費やす労力を排除するとともに、ライフサイクルコストを抑制するための有効な手段であることに留意すべきである。よって、府省共通システムへの移行は、行政府省において安定的に稼働していることを前提に、移行による業務の合理化・効率化を図る手段として検討すべきである。

(2) 重複投資の排除

情報システムの整備に当たっては、ライフサイクルコストの抑制を図る

³ スクラッチ開発とは、特定のパッケージ製品のカスタマイズや機能追加などによらず、全ての要素を個別に最初から開発することを指す。

⁴ 人事給与、支払、旅費、国有財産、物品、共済などの公務内部の業務のこと

ため、必要な資源を無駄なく裁判所全体で合理的に活用できるよう重複投資の排除という観点に留意して取り組む必要がある。例えば、機器の台数や性能についてみても、個々的には、冗長化や最大利用時への備えとして通常は利用しない一定の余裕分を用意しておかなければならない場合もある。しかし、この余裕分を裁判所全体で共有することとすれば、全体として余剰を廃し、機器等を有効活用することが可能となる。また、既製品のソフトウェアについても裁判所全体で一元管理、把握することで無駄なく計画的に調達することが可能となる。さらに、類似する業務でそれぞれに別個のシステムを整備運用している場合も、システム統合によるライフサイクルコストの抑制を図ることができないかを検討する必要がある。

2 情報システムの機能要件⁵及び非機能要件⁶の決定

情報システムの整備に当たっては、情報セキュリティ対策及び業務継続の確保を含む業務要件に基づき、これを必要最小限のライフサイクルコストで実現するための具体的な情報システムの要件を以下の点に留意して定める必要がある。この要件には情報システムが具備する機能要件とともに、性能や信頼性、拡張性、情報セキュリティなどの非機能要件も含まれることに留意する。また、情報システム運用開始後も費用対効果の観点を踏まえ、見直しを実施することが必要である。

(1) 必要性

必要な機能要件及び非機能要件のみが定義されていること。すなわち、各要件は、情報システムの整備の目的や目標達成への貢献度等の有効性の観点及び費用対効果の観点から、実現すべきと判断されるものに限定されていること。

(2) 網羅性

業務要件を実現するために備えるべき機能要件及び非機能要件が漏れなく定義されていること。

(3) 具体性

調達コストに影響する不確定要素が可能な限り排除されていること。

(4) 定量性

業務及び情報システムの規模等が定量的に示され、性能等に関する計測

⁵ 情報システムの開発に際して定義される要件のうち、機能に関するものを指す。業務においてその情報システムで何ができるかをまとめたもので、画面表示や処理内容などがこれに含まれる。

⁶ 情報システムの開発に際して定義される要件のうち、機能以外の要件を指し、性能や信頼性、拡張性、セキュリティなどに関する要件が含まれる。

可能な指標と具体的な目標値が設定されていること。

(5) 整合性

業務要件、機能要件及び非機能要件の内容に矛盾がないこと。また、関連する他の情報システム等との業務要件、機能要件及び非機能要件の内容と整合していること。

(6) 中立性

機能要件及び非機能要件の内容が特定事業者に不必要に依存したものでないこと。例えば、できるだけ汎用的な製品を利用すること、開発業者から設計書、ソースコード、コンパイル環境等の提供を受け、適正に管理すること。

(7) 役割分担の明確性

情報システムの整備や運用保守に伴う業務の実施態勢が明確であること。また、情報システムのテスト、移行、引継ぎ、運用及び保守に関して、関係する局課等も含め、裁判所と事業者との役割分担が明確であること。

さらに、他システムとの連携が必要となる場合は、連携先システムにおける変更が生じて自システムに影響のある必要最小限の検証作業のみを行うことで対応できるよう、外部インターフェースに関する要件を、双方の役割分担という観点に留意して、連携先システム側と十分に協議の上、定義すること。

(8) 情報セキュリティ

情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な対策及び情報の秘匿性等その内容に応じた個人情報保護等のための対策が漏れなく定義されていること。

3 適切かつ合理的な情報システムの運用

情報システムを運用する際は、情報セキュリティ対策及び業務継続性の観点も踏まえた運用設計に基づき、ITに関する専門的な知見が必要となる作業も含め、適切かつ合理的に必要な作業を実施しなければならない。特に、情報セキュリティ対策として必要な作業が実施されなければ、セキュリティホールが発生及びウイルス感染並びにデータの漏えいや消失などの脅威に対する的確な対応ができず、情報セキュリティインシデントの発生自体や発生した場合の影響範囲拡大（裁判所全体の通信断など）を防ぐことができない。そのため、職員による確実な運用保守が可能で、かつ現実的に期待できる等の事情がない限り、情報システムの運用に当たっては、ITに関する専門的な知見を有した専門業者に委託することとなるが、いずれの場合でもラ

ライフサイクルコストへの影響、セキュリティ及び業務継続の観点から適切に情報システムの現状を把握・分析の上、運用改善のための方策を検討し続けなければならない。

なお、各業務や取り扱う情報の重要度や特性に応じて、システムの安定稼動に必要となる作業、要求するサービスのレベルは異なるものの、情報システムを運用する上で検討すべき共通の事項を整理し、同項目に基づき、運用設計及びその見直しを実施する枠組みを構築する必要がある。その上で、裁判所全体で情報システムの運用実績を比較の上、適切かつ合理的な運用が実施されているかを把握するとともに、共通化が可能な作業については、個々に実施するのではなく、まとめて実施することで合理化を図らなければならない。

第3 実施態勢

第1及び第2の指針に基づき、裁判所全体として、真に必要なかつ合理的な情報システムを再構築していく取組を実現するためには、関係局課の組織横断的な連携が不可欠であり、事務総局全体で十分なコンセンサスを得る必要がある。そこで、適時のタイミングで審査室会議等に諮るなどするほか、次の態勢で最適化を実施することとする。

1 裁判所全体としての最適化の推進

真に必要なかつ合理的な情報システムの実現に向けた具体的な施策を着実に実施できるよう、情報政策課において基本的な方針を立てるとともに、適時に見直しを実施する。さらに、各種施策に必要なインフラの整備充実を図る。経理局は、予算及び調達という観点から、これらの精査及び支援を行う。

2 個々の情報システムの最適化の推進

情報システムを所管する局課係（以下「PJMO」という。）においては、第1及び第2の指針に基づき、当該情報システムの業務を所管する局課や書記官事務全般などの制度や通達を所管する局課と協力の上、当該情報システムに関する将来計画の策定、整備運用及び見直し並びに必要な予算の確保及び調達を実施する。

情報政策課においては、個々の情報システムの整備運用について、全体最適化、情報セキュリティ及び各情報システムが共通して利用するデータセンタ、ネットワーク、クライアント端末などのインフラの整備運用という観点から精査するとともに、情報政策課のノウハウ等を各局課に提供するための説明会などを行う。

経理局においては、予算及び調達の観点からの精査及び支援を行う。

3 CIO補佐官

CIO補佐官は、専門的知識・経験を有する専門家として、情報化施策の全般にわたってCIOを補佐し、情報政策課、経理局及びPJMOに対して指導、支援、助言等を行う。

4 PMO (Program Management Office) の整備

1から3までの態勢に加え、各局課等の連携・協力の下、最適化を推進していくために、PMOを整備する。

PMOは、裁判所における情報化の最高責任者であるCIOを責任者とし、CIO補佐官及び各局課等の課長補佐相当職1人程度（同じ担当者が継続的に参加することが望ましい。）をメンバーとして構成する。PMOは、裁判所全体にかかる情報化施策に関する事項や個別システムの検討事項、計画推

進状況などについての情報共有や議論を行う（原則として毎月1回程度PMO会議を実施する。）。また、各メンバーは情報化に関する各局課等の窓口として、自らが所属する局課等の意見の取りまとめなどを行う。

なお、PMOを円滑に機能させるため、全体最適化を所管する情報政策課並びに予算及び調達を所管する経理局の各担当者をスタッフとして配置する。情報政策課のPMOスタッフは、PMO会議の運営事務に加え、PMO会議における議論の活性化や適切な情報共有がなされるための議題の選定や必要となる調査を行う。経理局のPMOスタッフは、経理局が所管する予算や調達の観点から、これらを支援する役割を担う。

検察審査会事務局長研究会の開催について

- 1 主催 次による共催
 - (1) 東京, 札幌各高等裁判所
 - (2) 大阪, 広島各高等裁判所
 - (3) 名古屋, 仙台各高等裁判所
 - (4) 福岡, 高松各高等裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 9 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までの間の 1 日
- 3 開催場所
 - 1 の(1)については, 東京高等裁判所
 - 1 の(2)については, 大阪高等裁判所
 - 1 の(3)については, 名古屋高等裁判所
 - 1 の(4)については, 福岡高等裁判所
- 4 研究事項
 - (1) 事件の審査や審査会議運営のための補助事務に関し考慮すべき事項
 - (2) 検察審査会行政事務に関し考慮すべき事項
- 5 研究員 地方裁判所本庁所在地にある検察審査会(ただし, 東京, 横浜, さいたま, 千葉, 大阪, 京都, 神戸, 名古屋, 広島及び福岡にあっては第一検察審査会)及び上記検察審査会以外で検察審査員選定手続を集約処理している検察審査会(立川, 小田原, 沼津, 浜松, 松本, 堺, 姫路, 岡崎, 小倉, 郡山)の検察審査会事務局長とする。

なお, これらの研究員に加え, 各高等裁判所管内の実情に応じて主催庁において調整の上, 若干名の検察審査会事務局長を選定することは差し支えない。
- 6 司会者 開催場所にある第一検察審査会の検察審査会事務局長

事務総局会議（第18回）議事録	
日時	平成28年6月14日（火）午前10時00分～午前11時42分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，菅野民事局長兼行政局長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁に申出がなされた不服の専決処理状況の報告について 中村総務局長説明（別紙第1） 2 執行官規則第1条第1項に規定する最高裁判所が定める基準について 菅野民事局長説明（別紙第2） 3 調停委員協議会の開催について 村田家庭局長及び菅野民事局長説明（別紙第3） 4 調停運営協議会の開催について 菅野民事局長及び村田家庭局長説明（別紙第4）
結果	◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承 1, 3, 4
秘書課長 氏 本 厚	

裁判所法第 8 2 条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して

最高裁判所に申出がなされた不服の処理状況

(平成 27 年 6 月 9 日～平成 28 年 3 月末日)

1 不服の総処理件数

43 件

2 長官決裁による処理

なし

3 局長等による専決処理状況

(1) 処理件数 43 件

(2) 処理結果

監督権不行使 43 件

(3) 概要：別添 1 のとおり

(局課別内訳)

総務局 5 件，人事局 3 件，民事局 11 件，刑事局 11 件，行政局 10 件，家庭局 3 件

(態様内訳)

裁判事務関係 42 件，司法行政事務関係 1 件

(4) 特徴的態様

態様の内訳としては，裁判事務関係の不服が全体の約 98 パーセントを占める。また申出人の類型としては，判断，判決への不服や訴訟進行への不服等事件当事者からのものが約 77 パーセントを占める。

裁判所法第82条に基づき裁判所の事務の取扱方法に対して最高裁判所に申出がなされた不服の専決処理等

担当局課	申出人類型	対象事務	対象職員	不服の内容	処理日	処理類型	処理結果	備 考
1 総務局	当事者	裁判事務	書記官		H27.6.15	局長等専決	監督権不行使	
2 総務局	当事者	裁判事務	書記官		H27.6.26	局長等専決	監督権不行使	
3 総務局	当事者	裁判事務	書記官		H27.7.17	局長等専決	監督権不行使	
4 総務局	弁護士	裁判事務	書記官		H27.9.28	局長等専決	監督権不行使	
5 総務局	当事者	司法行政事務	その他		H27.11.13	局長等専決	監督権不行使	
6 人事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.10.22	局長等専決	監督権不行使	
7 人事局	当事者	裁判事務	書記官		H27.11.4	局長等専決	監督権不行使	
8 人事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.2.2	局長等専決	監督権不行使	
9 民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.7.29	局長等専決	監督権不行使	
10 民事局	弁護士	裁判事務	その他		H27.8.18	局長等専決	監督権不行使	

11	民事局	弁護士	裁判事務	裁判官		H27.9.30	局長等専決	監督権不行使	
12	民事局	当事者	裁判事務	調停委員		H28.2.1	局長等専決	監督権不行使	
13	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.2.1	局長等専決	監督権不行使	
14	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.1	局長等専決	監督権不行使	
15	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.1	局長等専決	監督権不行使	
16	民事局	当事者	裁判事務	その他		H28.3.1	局長等専決	監督権不行使	対象職員は裁判官及び書記官である。
17	民事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.29	局長等専決	監督権不行使	
18	民事局	当事者	裁判事務	その他		H28.3.30	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、高裁長官、裁判官及び書記官である。
19	民事局	その他	裁判事務	裁判官		H28.3.30	局長等専決	監督権不行使	
20	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.10.2	局長等専決	監督権不行使	
21	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.11.30	局長等専決	監督権不行使	
22	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.12.7	局長等専決	監督権不行使	
23	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.6	局長等専決	監督権不行使	
24	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.26	局長等専決	監督権不行使	
25	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.2.15	局長等専決	監督権不行使	
26	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.8	局長等専決	監督権不行使	
27	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.11	局長等専決	監督権不行使	
28	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.18	局長等専決	監督権不行使	

29	刑事局	その他	裁判事務	裁判官		H28.3.18	局長等専決	監督権不行使	
30	刑事局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.3.31	局長等専決	監督権不行使	
31	行政局	弁護士	裁判事務	裁判官		H27.7.28	局長等専決	監督権不行使	
32	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.9.2	局長等専決	監督権不行使	
33	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.8	局長等専決	監督権不行使	
34	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.12.25	局長等専決	監督権不行使	
35	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.8	局長等専決	監督権不行使	
36	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.20	局長等専決	監督権不行使	
37	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.25	局長等専決	監督権不行使	
38	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.25	局長等専決	監督権不行使	
39	行政局	当事者	裁判事務	裁判官		H28.1.25	局長等専決	監督権不行使	
40	行政局	その他	裁判事務	裁判官		H28.2.22	局長等専決	監督権不行使	
41	家庭局	当事者	裁判事務	裁判官		H27.8.28	局長等専決	監督権不行使	
42	家庭局	弁護士	裁判事務	その他		H28.1.22	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官である。
43	家庭局	その他	裁判事務	その他		H28.3.17	局長等専決	監督権不行使	対象職員は、裁判官及び書記官である。

執行官規則（昭和 41 年最高裁判所規則第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する最高裁判所が定める基準は、法律に関する実務を経験した年数が通算して 10 年以上であることとする。

(配布資料)

(平成 28. 6. 14 家二印)

調停委員協議会の開催について

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 28 年 10 月 27 日 (木)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 民事

民事調停の利点を活かし、利用者のニーズに応える調停運営の
在り方及びそれを実現する上で調停委員が果たすべき役割

(2) 家事

当事者の主体的な紛争解決意欲を引き出し、家事調停に対する
当事者の納得性、信頼性を高めるための調停運営の在り方及びそ
れを実現するために調停委員が果たすべき役割

- 5 協議員 (1) 各高等裁判所本庁の所在地にあつては、各地方裁判所又は管内
の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 1
人ずつ
- (2) (1)以外の地にあつては、各地方裁判所若しくは管内の簡易裁判
所の民事調停委員又は各家庭裁判所の家事調停委員いずれか 1 人

合計 58 人

(平成 2 8 . 6 . 1 4 民二印)

調停運営協議会の開催について

- 1 主催 各高等裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 9 月から 1 1 月までの間の 1 日
- 3 場所 各高等裁判所所在地
- 4 協議事項 民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 各地方裁判所又は管内の簡易裁判所の民事調停委員及び各家庭裁判所の家事調停委員 若干人
- 6 参列員 (1) 各高等裁判所の事務局長又は事務局次長, 開催地にある地方裁判所及び家庭裁判所の長並びに開催地にある地方裁判所, 家庭裁判所及び簡易裁判所の調停担当裁判官各 1 人
(2) 日本調停協会連合会の理事長, 副理事長 (当該高等裁判所管内から選任された者) 及び事務局長

事務総局会議（第19回）議事録	
日時	平成28年6月21日（火）午前10時00分～午前11時35分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，品田行政 局第一課長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長， 安東情報政策課長，門田審議官
議事	1 労働審判員研究会の開催について 品田行政局第一課長説明（別紙第1） 2 家庭規則制定諮問委員会に対する少年審判規則の一部を改正する規 則の制定の諮問について 村田家庭局長説明（別紙第2）
結果	◎ 裁判官会議付議 2 ◎ 了承 1
秘書課長 氏 本 厚	

(別紙第 1)

事務総局会議資料
(6 月 2 /日開催)

(平成 2 8 . 6 . 2 1 行一印)

労働審判員研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 原則として平成 2 8 年 9 月から同年 1 2 月までの間で各地方裁判所の定める日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 研究事項 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得
- 5 出席者 各地方裁判所に所属する労働審判員

(別紙第 2)

事務総局会議資料
(6 月 21 日開催)

(平成 28. 6. 21 家一印)

配布資料目録

家庭規則制定諮問委員会諮問事項 (案)

(平成28. 6. 21家一印)

家庭規則制定諮問委員会諮問事項 (案)

少年審判規則の一部を改正する規則の制定について

事務総局会議（第20回）議事録	
日時	平成28年6月28日（火）午前10時00分～午前11時10分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長，中村総務局長，堀田人事局長，笠井経理局長，餘多分民事局第一課長，平木刑事局長，村田家庭局長，氏本秘書課長兼広報課長，安東情報政策課長，門田審議官
議事	日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について 中村総務局長説明（別紙）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 氏本 厚	

(別紙)

事務総局会議資料
(6 月 28 日開催)

(平成 28. 6. 28 総務局)

日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について

(配布資料目録)

- 1 法務大臣からの日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可に係る求意見書(平成 28 年 6 月 15 日付け法務省司司第 269 号。ただし、別紙認可申請の添付資料のうち、別添 1「業務方法書改正案」、別添 2「法律事務取扱規程改正案」、別添 3「国選弁護人の事務に関する契約約款改正案」及び別添 4「国選付添人の事務に関する契約約款改正案」はいずれも省略した。)
- 2 最高裁判所長官から法務大臣あての回答書(平成 28 年 6 月 17 日付け最高裁総一第 753 号)

【配布資料1】

法務省司司第269号

平成28年6月15日

最高裁判所長官 寺田逸郎 殿

法務大臣 岩城光英

日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について（求意見）

標記について、日本司法支援センター理事長から総合法律支援法（平成16年法律第74号）第34条第1項、第35条第1項及び第36条第1項の規定に基づき別紙のとおり認可申請があったところ、これを認可したいので、同法第34条第3項、第35条第3項及び第36条第4項の規定に基づき意見を求めます。

司 支 総 第 45 号

平成 28 年 6 月 9 日

法務大臣 岩 城 光 英 殿

日本司法支援センター

理事長 宮 崎 誠

日本司法支援センター業務方法書等の変更について（認可申請）

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項及び第 36 条第 1 項の規定に基づき、日本司法支援のセンター業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款及び国選付添人の事務に関する契約約款について、別添 1 から別添 4 のとおり変更したいので、認可の申請をいたします。

【添付資料】

- 別添 1 業務方法書新旧対照表
業務方法書改正案
- 別添 2 法律事務取扱規程新旧対照表
法律事務取扱規程改正案
- 別添 3 国選弁護人の事務に関する契約約款新旧対照表
国選弁護人の事務に関する契約約款改正案
- 別添 4 国選付添人の事務に関する契約約款新旧対照表
国選付添人の事務に関する契約約款改正案

業務方法書の一部を改正する案新旧対照条文

○ 業務方法書

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行	総合法律支援法改正案
(定義) 第5条 (略) 一・二 (略) 三 法律相談援助 <u>次に掲げる援助をいう。</u> エ <u>支援法第30条第1項第2号ホに規定する法律相談を実施すること(以下「一般法律相談援助」という。)</u>。	(定義) 第5条 (同左) 一・二 (同左) 三 法律相談援助 <u>弁護士法その他の法律により法律相談を行うことを業とすることができる者による法律相談(刑事に関するものを除く。)</u>を実施すること <u>をいう。</u> (新設)	(業務の範囲) 第30条 (略) 一 (略) 二 (略) イ～ニ (略) ホ 弁護士法その他の法律により法律相談を取り扱うことを業とすることができる者による法律相談 <u>(以下この項において単に「法律相談」という。)</u> (刑事に関するものを除く。<u>次号及び第四号において同じ。)</u>を実施すること。 三 (略)

イ <u>支援法第30条第1項第4号に規定する法律相談を実施すること（以下「被災者法律相談援助」という。）。</u> 四～二十二 （略） （<u>一般法律相談援助の要件</u>） 第15条 <u>一般法律相談援助は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。</u> 一 申込者が、別表2の<u>一般法律相談援助資力基準</u>に定める資力に乏しい国民等であること。 二 （略）	（新設） 四～二十二 （同左） （援助要件） 第15条 法律相談援助は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。 一 申込者が、別表2の法律相談援助資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。 二 （同左）	四 <u>著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。</u> 五～十二 （略） 2・3 （略）
--	--	--

(一般法律相談援助資力基準の基本的考え方) 第15条の2 一般法律相談援助資力基準は、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した上で、第10条に規定するところにより定める。 <u>(被災者法律相談援助の要件)</u> 第15条の3 被災者法律相談援助は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。 二 申込者が、支援法第30条第1項第4号に定める国民等であること。 二 支援法第30条第1項第4号に定める期間内に援助の申込みがなされたこと。 三 申込者の生活の再建に当たり必要な法律相談であること。 四 民事法律扶助の趣旨に適すること。	(法律相談援助資力基準の基本的考え方) 第15条の2 法律相談援助資力基準は、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した上で、第10条に規定するところにより定める。 (新設)	(業務の範囲) 第30条 (略) 一・二 (略) 三 (略) 四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること。 五～十二 (略)
--	---	---

(援助内容) 第16条 (略) 2 同一申込者に対する法律相談援助は、<u>一般法律相談援助、被災者法律相談援助の別を問わず</u>、同一問題につき、3回を限度とする。 3・4 (略) (事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士) 第20条 (略) 2～5 (略) 6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第15条又は<u>第15条の3に掲げる要件に該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行う。</u> 7・8 (略) (申込手続) 第25条 前条の申込みをする者は、所定の申込書(以下「援助申込書」という。)に、住所、氏名、職業、収入、資産及び家族<u>(被災者法律相談援助の申込みをする者にあつては、住所、</u>	(援助内容) 第16条 (同左) 2 同一申込者に対する法律相談援助は、同一問題につき、3回を限度とする。 3・4 (同左) (事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士) 第20条 (同左) 2～5 (同左) 6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第15条各号に掲げる要件の<u>いずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行う。</u> 7・8 (同左) (申込手続) 第25条 前条の申込みをする者は、所定の申込書(以下「援助申込書」という。)に、住所、氏名、職業、収入、資産及び家族並びに事件の相手方がいる場合にあつては相手方の住所及	2・3 (略)
---	---	----------------

氏名及び職業。)並びに事件の相手方がいる場合にあっては相手方の住所及び氏名その他必要な事項を記入し、提出しなければならない。 2～4 (略) (法律相談援助から審査に至る手続等) 第26条 地方事務所長又は法律相談担当者は、第24条に規定する申込みを受けたときは、速やかに、その案件(以下「申込案件」という。)が第15条又は第15条の3に掲げる要件に該当しているか否かを確認する。 2 地方事務所長は、申込案件が第15条又は第15条の3に掲げる要件に該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせる。 3 法律相談担当者は、申込案件が第15条又は第15条の3に掲げる要件に該当すると認めるときは、法律相談援助を行う。 4 地方事務所長又は法律相談担当者は、申込案件が、<u>一般法律相談援助の場合にあっては第15条、被災者法律相談援助の場合にあっては第15条の3</u>に掲げる要件に該当しないときは、法律相談援助を拒絶する。 5～11 (略)	び氏名その他必要な事項を記入し、提出しなければならない。 2～4 (同左) (法律相談援助から審査に至る手続等) 第26条 地方事務所長又は法律相談担当者は、第24条に規定する申込みを受けたときは、速やかに、その案件(以下「申込案件」という。)が第15条各号に掲げる要件 <u>のいずれにも</u>該当しているか否かを確認する。 2 地方事務所長は、申込案件が第15条 <u>各号</u>に掲げる要件 <u>のいずれにも</u>該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせる。 3 法律相談担当者は、申込案件が第15条各号に掲げる要件 <u>のいずれにも</u>該当すると認めるときは、法律相談援助を行う。 4 地方事務所長又は法律相談担当者は、申込案件が、第15条 <u>各号</u>に掲げる要件 <u>のいずれか</u>に該当しないときは、法律相談援助を拒絶する。 5～11 (同左)	
---	--	--

(国選弁護士契約及び国選付添人契約並びに
国選被害者参加弁護士契約の方法)

第72条 センターは、支援法第30条第1項第
6号に掲げる業務を行うため、国選弁護士等又
は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うこ
とについて弁護士と契約を締結する。

2～10 (略)

(国選弁護士確保業務等勘定の管理)

第78条 センターは、支援法第43条第1号に
掲げる勘定として、同法第30条第1項第6号
及び第9号に掲げる業務並びにこれらに附帯
する業務に係る経理について国選弁護士確保
業務等勘定を、これらの号に掲げる業務以外の
業務に係る経理について一般勘定を設けて整
理する。

(司法過疎地業務)

第79条 センターは、支援法第30条第1項第
7号の規定により、弁護士、弁護士法人又は隣
接法律専門職者がその地域にいないことその
他の事情によりこれらの者に対して法律事務
の取扱いを依頼することに困難がある地域に

(国選弁護士契約及び国選付添人契約並びに
国選被害者参加弁護士契約の方法)

第72条 センターは、支援法第30条第1項第
3号に掲げる業務を行うため、国選弁護士等又
は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うこ
とについて弁護士と契約を締結する。

2～10 (同左)

(国選弁護士確保業務等勘定の管理)

第78条 センターは、支援法第43条第1号に
掲げる勘定として、同法第30条第1項第3号
及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯
する業務に係る経理について国選弁護士確保
業務等勘定を、これらの号に掲げる業務以外の
業務に係る経理について一般勘定を設けて整
理する。

(司法過疎地業務)

第79条 センターは、支援法第30条第1項第
4号の規定により、弁護士、弁護士法人又は隣
接法律専門職者がその地域にいないことその
他の事情によりこれらの者に対して法律事務
の取扱いを依頼することに困難がある地域に

において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、
適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせ
る。

2・3 (略)

(犯罪被害者等支援業務)

第80条 センターは、支援法第30条第1項第8号の規定により、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の援助に関する次の各号に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する。

一・二 (略)

2～4 (略)

(被害者参加旅費等支給業務)

第80条の2 センターは、支援法第30条第1項第9号の規定により、犯罪被害者等保護法第8条第1項に規定する法務大臣の権限に係る次の事務を行う。

において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、
適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせ
る。

2・3 (同左)

(犯罪被害者等支援業務)

第80条 センターは、支援法第30条第1項第5号の規定により、被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の援助に関する次の各号に掲げる情報及び資料を収集して整理し、情報通信の技術を利用する方法その他の方法により、一般の利用に供し、又は個別の依頼に応じて提供する。

一・二 (同左)

2～4 (同左)

(被害者参加旅費等支給業務)

第80条の2 センターは、支援法第30条第1項第6号の規定により、犯罪被害者等保護法第8条第1項に規定する法務大臣の権限に係る次の事務を行う。

一～三 (略) 2 (略) (講習又は研修の実施) 第82条 センターは、<u>支援法第30条第1項第11号</u>の規定により、講習又は研修を実施する。 2 (略) 別表2 <u>一般</u>法律相談援助資力基準 (略)	一～三 (同左) 2 (同左) (講習又は研修の実施) 第82条 センターは、<u>支援法第30条第1項第8号</u>の規定により、講習又は研修を実施する。 2 (同左) 別表2 法律相談援助資力基準 (同左)	
---	---	--

法律事務取扱規程の一部を変更する案新旧対照条文

○ 法律事務取扱規程

(傍線部分は変更部分)

変 更 案	現 行
(定義) 第2条 (略) 一・二 (略) 三 国選契約弁護士 センターとの間で、支援法第30条第1項第6号に掲げるセンターの業務に関し、国選弁護人、国選付添人又は国選被害者参加弁護士に関する法律事務の取扱いについて契約を締結している弁護士をいう。 四・五 (略)	(定義) 第2条 (同左) 一・二 (同左) 三 国選契約弁護士 センターとの間で、支援法第30条第1項第3号に掲げるセンターの業務に関し、国選弁護人、国選付添人又は国選被害者参加弁護士に関する法律事務の取扱いについて契約を締結している弁護士をいう。 四・五 (同左)
(法律事務の取扱いの基準) 第4条 (略) 一・二 (略) 三 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関する依頼者等(支援法第30条第1項第2号、<u>第4号</u>及び第7号、同条第2項並びに震災特例法第3条第1項各号に基づく業務にあつては依頼者を、支援法第30条第1項第6号に基づく業務にあつては被疑者、被告人若しくは審判に付された少年又は被害者参加人をいう。以下同じ。)の意思を尊重して職務を行うものとする。 四～二十四 (略)	(法律事務の取扱いの基準) 第4条 (同左) 一・二 (同左) 三 契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関する依頼者等(支援法第30条第1項第2号及び<u>第4号</u>、同条第2項並びに震災特例法第3条第1項各号に基づく業務にあつては依頼者を、支援法第30条第1項第3号に基づく業務にあつては被疑者、被告人若しくは審判に付された少年又は被害者参加人をいう。以下同じ。)の意思を尊重して職務を行うものとする。 四～二十四 (同左)

国選弁護人の事務に関する契約約款の一部を変更する案新旧対照条文

(傍線部分は変更部分)

○ 国選弁護人の事務に関する契約約款

変 更 案	現 行
(定義) 第2条 (略) 一～七 (略) 八 指名通知 センターが、総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)第30条第1項 <u>第6号イ</u>に規定する裁判所若しくは裁判長又は裁判官(以下「裁判所等」という。)からの求め(以下「指名通知請求」という。)に応じ、国選弁護人契約弁護士の中から国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知することをいう。	(定義) 第2条 (同左) 一～七 (同左) 八 指名通知 センターが、総合法律支援法(平成16年法律第74号。以下「支援法」という。)第30条第1項 <u>第3号イ</u>に規定する裁判所若しくは裁判長又は裁判官(以下「裁判所等」という。)からの求め(以下「指名通知請求」という。)に応じ、国選弁護人契約弁護士の中から国選弁護人の候補を指名し、裁判所等に通知することをいう。

国選付添人の事務に関する契約約款の一部を変更する案新旧対照条文

(傍線部分は変更部分)

○ 国選付添人の事務に関する契約約款

変 更 案	現 行
(定義) 第2条 (略) 一～三 (略) 四 指名通知 センターが、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第30条第1項 <u>第6号イ</u>に規定する裁判所からの求め（以下「指名通知請求」という。）に応じ、国選付添人契約弁護士の中から国選付添人の候補を指名し、裁判所に通知することをいう。	(定義) 第2条 (同左) 一～三 (同左) 四 指名通知 センターが、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第30条第1項 <u>第3号イ</u>に規定する裁判所からの求め（以下「指名通知請求」という。）に応じ、国選付添人契約弁護士の中から国選付添人の候補を指名し、裁判所に通知することをいう。

【配布資料 2】

最高裁総一第 7 5 3 号

平成 2 8 年 6 月 1 7 日

法務大臣 岩 城 光 英 殿

最高裁判所長官 寺 田 逸 郎

日本司法支援センター業務方法書等の変更の認可について

(6 月 1 5 日付け法務省司司第 2 6 9 号に対する回答)

標記の業務方法書，法律事務取扱規程，国選弁護人の事務に関する契約約款及び
国選付添人の事務に関する契約約款の変更の認可について，いずれも意見はありません。